

四半期報告書を廃止する改正金商法成立—金融庁

去る11月20日、四半期報告書の廃止や顧客本位の業務運営・金融リテラシー等に関する制度整備を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が衆議院本会議において賛成多数で可決され、成立した。

本年の通常国会で法案提出され、審議が行われていたが、国会が会期末を迎え、継続審議になっていたもの。臨時国会で審議が再開され、11月17日に参議院本会議で可決されていた。

四半期報告書の廃止

企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きがみられるなか、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大する一方、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘がされてきたことに伴い、次の改正が盛り込まれた。

- ・ 上場企業の第1・第3四半期については、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する。
- ・ 改正後の半期報告書については、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容、監査人によるレビューを要し、提出期限は決算後45日以内とする。

会計

電子決済手段の会計処理・開示に関する実務対応報告、公表—ASBJ

去る11月14日、企業会計基準委員会が、第514回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。
また、あわせて日本公認会計士協会から、会計制度委員会報告8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正が公表されている (https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231117vs.html)。

電子決済手段の会計処理・開示
これまで議論されてきた「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等について、公表議決が行われ、出席委員全員の賛成で可決された (11月17日、実務対応報告45

・ 半期報告書および臨時報告書は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、公衆縦覧期間 (各3年間・1年間) を5年間 (課徴金の除斥期間と同様) へ延長する。

施行日は令和6年4月1日。

その他の改正

この他に、顧客本位の業務運営の確保、金融リテラシーの向上、デジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策等が盛り込まれている。

グローバル・ミニマム課税に係る法人税等の会計処理・開示

これまで議論されてきた「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い (案)」等について、公表議決が行われ、出席委員全員の賛成で可決された。

これに加えて、補足文書 (案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて (案)」も公表議決された (11月17日、実務対応報告公開草案67号として公表。コメント期限は2024年1月9日。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-1117.html)。

リース会計基準の開発

第137回リース会計専門委員会 (2023年12月1日号 (No.1695)) 情報ダイジェスト参照) に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準 (案)」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
(1) 開発にあたるこの基本的な方針 (貸手の会計処理)
公開草案では、所有権移転外

ファイナンス・リースおよび所有権移転ファイナンス・リースの貸手における基本となる会計処理について、リース料受取り時に売上高と売上原価を計上する方法 (第2法) を廃止する提案がされていたところ、第2法を維持すべきとの意見が寄せられていた。

分析の結果、第2法の会計処理を認める理由がなく、提案を変更しないという事務局方針が示された。

委員からは賛成意見が多く聞かれた。

(2) 他の会計基準等との関係

公開草案では、「鉱物、石油、天然ガスおよび類似の非再生資源の探鉱または使用のリース」については、適用範囲から除外する提案をしていなかったところ、除外すべきとの意見が寄せられていた。これらの意見を踏まえ、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、本会計基準案等の適用範囲 (本会計基準案3項) から除外する事務局案が示された。

委員からは反対意見は聞かれなかった。

*

事務局から、今後のスケジュールについて、大きく遅れるこ

とはないものの、当初予定していた来年3月までの最終化は難しい旨が示された。

四半期報告制度の見直し対応

第512回親委員会(2023年11月10日号(No.1693))情報ダイジェスト参照)に引き続き、金商法改正による四半期報告制度の見直しに伴う(仮称)中間会計基準等の開発について、審議が行われた。

(1) 四半期会計基準等見直しのアプローチ

事務局から次の提案が示された。

① 短期的な対応

一般債権の貸倒見積高の算定や未実現損益の消去における簡便的な会計処理について、これまでの前四半期から著しく変動がない場合の簡便法を認めることを経過措置として定める。

また、有価証券の減損処理または棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、これまで四半期会計基準等に基づき四半期切放し法を適用している場合は、第1四半期の末日において切放し法を適用したものとして中間会計期間末において切放し法を適用することができるとする経過措置を定める。

② 中長期的な方向性

現行の基準のもとでは、中間決算と四半期決算とで異なる取扱いが定められているため、これらの取扱いを期中報告基準において一本化することが考えられ、(仮称)中間会計基準等に寄せられたコメントと適用後の実務を踏まえて検討する。

* 委員からは賛成意見が聞かれた。また、「四半期切放し法から中間切放し法に変更した場合に、どのような影響があるか調査をすべき」、「中長期的対応は早めに対応を」との意見が聞かれた。

(2) みなし取得日

従来の四半期決算日をみなし取得日に含めることについて、「この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又は中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含む」の一文を追加する修正文書が示された。

委員からの、「四半期以外の日も含むという意図か」との質問に事務局から「文言上は含まれることとなるが、今までと同じ取扱いができるようにするのが最優先とし、少し広い範囲になつている」との回答があった。

経理に「効く」法律雑学

人格権とは

弁護士 白川 敬裕

違法な行為によって損害を受けた被害者は、加害者に対して損害賠償請求ができます。その根拠となる法律は民法709条(不法行為)です。民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定しています。同条は、暴行、窃盗、交通事故、ネット上の誹謗中傷など、さまざまな場面で適用されます。不法行為が成立するのは、「権利又は法律上保護される利益」が侵害された場合です。たとえば、嘘をつくことは倫理や道徳に反しますが、詐欺などに該当しない限り、単に「嘘をつかれた」というだけでは、権利・利益侵害とはいえませんので、不法行為は成立しません。

生命・身体・財産は、法律上保護される代表的な権利・利益です。暴行によって身体を傷つけられた場合や、窃盗によって財産を盗まれた場合は、不法行為が成立します。

また、財産だけでなく、個人の「人格」も含まれます。人格に關係する権利は、人格権と呼ばれています。人格権には、「名誉」、「プライバシー」、「生活環境」、「著作人格権」などさまざまな権利・利益があります。人格権は幅広く、厳密に定義することが難しいのですが、「法律上保護される権利・利益のうち、財産以外のもの」とお考えいただくと、よいかもれません。

たとえば、著作権は、作品の財産的利益を保護する権利(海賊版の発売やインターネットでの無断配信などを防ぐ権利)ですが、作者の名誉等を保護する「著作人格権」も発生します。著作人格権には、公表権(作品を公表するか等を決める権利)、氏名表示権(公表時に氏名を表示するか等を決める権利)、同一性保持権(勝手に改変されない権利)が含まれます。著作人格権は、財産的な権利ではなく、個人の人格に関わる権利ですから他人に譲渡することはできません(著作権法59)。

「名誉」は代表的な人格的利益ですから、名誉を害することは不法行為(名誉棄損)となります。名誉棄損は、人の社会的評価を低下させる行為をした場合に成立します。もっとも、社会的評価の低下があったとしても常に不法行為が成立するわけではありません。

「プライバシー」も人格権の一つです。プライバシーには、自らの情報を管理する権利(公表するか、しないかを決める権利)が含まれます。たとえば、交際相手の性的画像を流通させる行為は、刑罰を科せられる犯罪(私事性的画像記録の提供等)による被害の防止に関する法律(違反)ですが、民事上は「プライバシー侵害の不法行為に基づき慰謝料等を請求することができま

ます。SNSなどを利用して簡単に情報発信ができる時代になりましたが、安易な発信が他人の著作人格権、社会的評価、プライバシーなどを侵害することもありますので、注意が必要です。

「プライバシー」も人格権の一つです。プライバシーには、自らの情報を管理する権利(公表するか、しないかを決める権利)が含まれます。たとえば、交際相手の性的画像を流通させる行為は、刑罰を科せられる犯罪(私事性的画像記録の提供等)による被害の防止に関する法律(違反)ですが、民事上は「プライバシー侵害の不法行為に基づき慰謝料等を請求することができま

ます。SNSなどを利用して簡単に情報発信ができる時代になりましたが、安易な発信が他人の著作人格権、社会的評価、プライバシーなどを侵害することもありますので、注意が必要です。

ステップ4に関する審議の進め方、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る11月22日、企業会計基準委員会は第207回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、第179回金融商品専門委員会(2022年5月10日・20日合併号(No.1644)情報ダイジェスト参照)等で議論されていたステップ4(信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発)に関する審議の進め方について、検討が行われた。

これまでの審議の経緯

これまでステップ2(信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発)およびステップ3(ステップ2の貸付金以外)に関する審議が進められており、完了はしていないものの、取り上げるべき論点は一巡したことから、今回からステップ4を採用する金融機関における予想信用損失モデルおよび金融商品の測定のために関する論点の検討に進む方針が示さ

れた。なお、ステップ2および3に関し、事務局提案に異論が聞かれる論点については、ステップ4を議論した後再度議論することとされた。

ステップ4の目的と審議の進め方

ステップ4における基準開発の目的は、「IFRS9号『金融商品』を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す」とされている。

今回は、これまでステップ2およびステップ3に関して審議してきた論点を対象に「実務負担に配慮—する観点から、特に実務上の負担が重いと考えられる論点が抽出され、これらの論点について、どのようにIFRS9号の定めを見直して取り入れるかについて議論するとの進め方が示された。

そのうえで、抽出された次の論点について検討する事務局案が示された。

- ① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定(SICR)

- ② 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- ③ 実効金利法に関連する論点(金融商品の測定に関する論点を含む)

また、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者に、次回の専門委員会への出席を依頼し、意見を聴取するとの事務局提案が示された。

会計

バーチャルPPPAの会計処理、新規テーマへ—FAF、企業会計基準諮問会議

去る11月22日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第49回会合を開催した。

審議内容は次のとおり。

前回の基準諮問会議までに提案されたテーマの現状

前回、同諮問会議委員の学識経験者から提案された「実務対応報告19号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」について、実務対応専門委員会のテーマ評価が行われ、「19号の範囲に限った基準開発を行うか、19号にとどまらず繰

延資産全体の開発を進めるか」という論点が提示された。委員による審議の結果、19号だけでなく繰延資産全体を幅広く検討することとした。

また、「満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の取扱いについてもステップ4であらためて議論してほしい」との意見が聞かれ、事務局から、「①③を重点的に議論し、債券についての論点も取り上げていく」方向性が示された。

新規テーマ提言

日本公認会計士協会から、「今後バーチャルPPPA(仮想電力購入契約。実際の電力ではなく、再生エネルギー電力に含まれる環境価値取引)が増加していくなかで、会計基準によって定められていない会計処理がある」との理由で実務対応レベルとして、次のような提案がされた。

- ① デリバティブの該非
バーチャルPPPAにおける差金決済の想定元本等に当たるのは、発電量であるが、発電実績に応じて変動するのが一般的であるため、契約期間中の想定元本の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについての明確化
- ② 会計処理を行う単位
差金決済に含まれている非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」の2つの要素を区分して会計処理すべきか一体として会計処理すべきかの明確化

本提案を受けて、同諮問会議は、ASBJの実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼する提案を行い、新規テーマとして提言することが了承された。

国家の安全保障に関する情報の開示の是非、検討—SSBJ

去る11月16日、SSBJは第25回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第24回（2023年12月1日号（No.1695）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号、S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

国家の安全保障に関する情報の開示

「商業上の機密事項」に関して、IFRS S1号と同様の定めを取り入れる事務局案が提案されていたが、委員から、国家の安全保障等が脅かされる可能性のある情報についても開示しなければならないとする要求事項を日本版S1基準に取り入れることへの懸念が聞かれていた。

そこで、事務局は日本版S1基準において、次のことを定める案を提示した。

(1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が、国家の安全保障等を脅かす可能性のある情報であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されていないとしてもこれを開示しないことができる。

- ① 当該情報が、一般に利用可能となっていない。
- ② 当該情報の開示を禁止する法令等が存在しないものの、当該情報を開示することにより、安全保障等が脅かされることが合理的に見込まれる。
- ③ 安全保障等が脅かされることなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

(2)(3) 略

委員からは、「安全保障等が脅かされることが合理的に見込まれる」とあるが、これでは範囲が広すぎて、濫用のリスクがあるのでは」といった意見が聞かれた。

事務局は「厳密に限定しなくても濫用のリスクは低いと考えている。また、厳密に定めるのも難しい。ただし、今回懸念が多く聞かれたため、再度検討したい」と回答した。

スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用

日本版S2基準において、IFRS S2号の定めを取り入れる。

「スコープ3温室効果ガス排出は、スコープ3基準の『スコープ3カテゴリー』を考慮し、絶対総量を開示しなければならぬ」と等とした、これまでの事務局案は変更しないが、新たに次の事項を日本版S2基準の本文に定める提案をした。

- ⑤ ①（編注…重要性の乏しいカテゴリーについては、絶対総量の測定に含めないことができるとする規定）の重要性が乏しいために、スコープ3温室効果ガスの測定に含め

ないことができるカテゴリーは、報告企業が前報告年度において開示したスコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の100分の1以下の排出量となるカテゴリーをいう。

また、「スコープ3温室効果ガス排出の15のカテゴリーのうち、排出量が大きいと想定される上位3つ（又はそれ以上）のカテゴリーに限定して絶対総量を報告することができる」などと回答した。

金融

アルゼンチン次期大統領の政策課題

11月19日に実施されたアルゼンチン大統領選挙で、右派リバタリアン（自由至上主義者）のハビエル・ミレイ下院議員が勝利を収めた。この選挙は、国が直面する経済危機の最中に行われた。特に、10月の消費者物価上昇率は前年同月比142.7%に達し、約32年ぶりの高インフレが国民生活を圧迫している。ミレイ氏は、経済のドル化や中央銀行の廃止などの革新的な政策を掲げ、選挙での勝利を手に入れた。

アルゼンチン経済は、外貨準備の枯渇、増加する貧困率、公的部門の財政赤字の増大という問題を抱えている。ミレイ氏の政策は、市場経済への移行と政府の役割の縮小を目指しており、国営企業の民営化もその一環だ。経済のドル化は短期的にはインフレを抑制するが、長期的には金融政策の自由度を損ない、米国の経済政策への依存を高める。

国際金融の世界では、「為替レート」の安定性、「金融政策の

とする適用初年度の経過措置についても提案された。

委員からは賛意も聞かれたものの、「重要性が乏しいにもかかわらず、1%という定めがあるために開示をしなければならぬ項目が出てくるなど、定量的な定めを設けることによる懸念がある」などの意見が聞かれた。

事務局は「大きく意見が割れているので、再度検討したい」と回答した。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年11月17日	「株主・投資家への対応を巡る実務課題」～電子提供制度適用後の実務課題・サステナビリティ情報法定開示の実務対応・株主からの書類閲覧等請求対応～	全株懇	会社法改正による株主総会電子提供制度の導入、および開示府令改正による有報へのサステナビリティ情報の開示義務化等における株主・投資家への対応をめぐる実務問題を取りまとめたもの。実務対応のポイントについてはQ & A形式で解説している。 https://www.kabukon.tokyo/data/data/suggestion/suggestion_2023_01.pdf	—
2023年11月22日	四半期開示の見直しに関する実務の方針	東証	金商法上の四半期報告書(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する方向性が示されたこと等を受け、「四半期開示の見直しに関する実務検討会」における一本化の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けての検討を踏まえ、取りまとめられたもの。1Q・3Q決算短信の開示内容として「レビューの有無」の注記、「セグメント情報等の注記」、「キャッシュ・フローに関する注記」の追加などが盛り込まれている。具体的な制度改正にあたっては、今後、制度要綱を公表のうえ、パブリック・コメント手続を実施する予定。 https://www.jpx.co.jp/news/1023/20231122-01.html	—
2023年11月22日	四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について	JICPA	四半期報告書制度の廃止に伴い、上場会社との間の監査および四半期レビュー契約書について、2023年10月1日以降に開始する事業年度に係るものが改正の影響を受けるため、当面の監査契約書作成にあたっての留意事項を取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231122fhj.html	—

証券

国民目線で金融政策の転換を

自主性」、「自由な資本移動」の3つのなかで、同時に達成可能なのは2つまで、ということが知られている。ドル化は、このうち「為替レートの安定性」をさらに進めて自国通貨をドルに変え、「自由な資本移動」を維持する代わりに、「金融政策の自主性」を放棄する、すなわち中央銀行を廃止すると主張していることになり、金融システムの安定性を脅かすおそれがある。さらに、国営企業の民営化は公的部門の縮小と所得再分配機能の低下を招き、貧困層が約40%を占める国で経済格差を拡大させる可能性がある。新政策はドル化や中央銀行廃止などの大胆な政策について慎重に進め、国民の経済的変化への願望を見極める必要があるだろう。

ミレイ氏の政策は理論上効果があるかもしれないが、実現性と長期的影響に不確実性が残る。経済再建のためには、ドル化に替えて固定為替レート制の採用など、持続可能で実現可能な方法を模索し、国民の利益を最優先に考慮した政策が必要ではないか。

日米両国の中央銀行が10月末に開いた金融政策決定会合の後、日本銀行は金融緩和政策の大枠を維持すると表明した。しかし、円安が進んで、輸入物価の上昇や消費者物価上昇が国民生活を圧迫することをおそれていた。ところが、11月14日以降、米市場でドル・円相場は1ドル＝151円台から147円台まで急落、150円の大口割れとなった。この為替変動は10月の米消費者物価が事前予想を下回り、インフレ鎮静化、長期金利

が大きい。昨年来、為替相場がドル高・円安に大きく動くなかで、円安による物価上昇で内需産業、国民生活が打撃を受け、国際化した企業が大きなメリットを得てきた。株式市場は、円高よりも円安のほうを歓迎してきたように思われるが、円安⇨物価高への一般国民の怨嗟は大きい。加えてゼロ金利が続いているため、一般国民は物価上昇による所得のマイナスを補填する利息収入を得られないのである。

政府や日本銀行は円安をこれ以上放置しておくわけにはいかない。これまで日本銀行は金融政策の転換にあまりにも臆病すぎた。利上げが財政負担を大きくすること、住宅ローン上昇の影響が大きいことはたしかであり、政策転換による、株価下落も覚悟しなければならぬ。

しかし、企業収益の見通しからすると、現在、企業の耐久力は強化されている。異常事態から正常状態に戻る一歩に過ぎない利上げ、多少の円高は多くの国民から歓迎されるだろう。